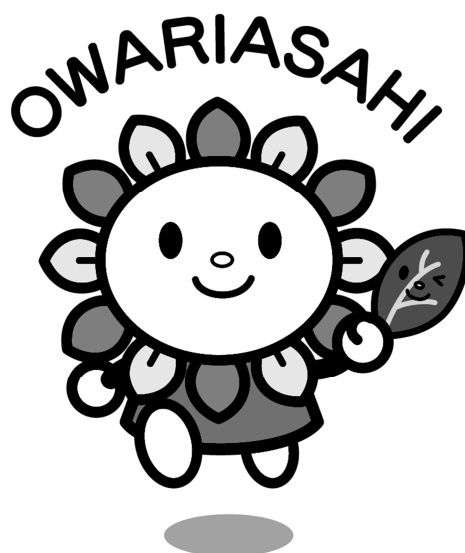


尾張旭市高齢者虐待防止マニュアル



はじめに

(1) 高齢者虐待防止マニュアル作成の目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」が、平成18年4月1日から施行されています。この法律は、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体、及び国民の責務を定めるものです。高齢者虐待防止マニュアルは、この法律に基づいて、虐待を受けている高齢者を保護し、養護者に対して適切な支援を行うこと、また、高齢者に関わる関係者が共通理解を深めて、虐待の早期発見やその防止に役立てることを目的とするものです。

(2) マニュアル利用対象者

高齢者虐待防止のために協力・支援するすべての人

(3) マニュアルの変更

地域状況の変化、法制度の改正等に伴い、関係者の意見を踏まえ改訂します。

令和8年5月
尾張旭市

目次

| | |
|--------------------------------------------|----|
| 第1章 高齢者虐待とは | 1 |
| 1 高齢者虐待の定義 | 1 |
| 2 高齢者虐待の分類と内容 | 2 |
| 第2章 対応の基本的な流れと関係機関の連携 | 3 |
| 高齢者虐待対応フローチャート | 3 |
| 第3章 養護者による高齢者虐待への対応 | 4 |
| 1 気づき（発見） | 4 |
| 虐待の発見、疑い、通報 | |
| 2 対応（初動期対応と見極め） | 5 |
| (1) 相談等受付（情報収集） | |
| (2) 事実確認（初期スクリーニング） | |
| (3) 支援に関する連携・協力 | |
| (4) ケア会議の開催（協議） | |
| 3 介入・援助 | 7 |
| (1) 介入拒否がある場合 | |
| (2) 緊急性の確認 | |
| (3) 緊急性が高い場合の対応（イメージ図） | |
| (4) 高齢者虐待リスクアセスメントシート | |
| (5) 緊急性が低い場合の対応（イメージ図） | |
| 4 モニタリング及びフォローアップ | 10 |
| 関係者による支援（対応）の点検 | |
| 5 関係する諸制度 | 11 |
| (1) 成年後見制度 | |
| (2) 日常生活自立支援事業 | |
| 第4章 養介護施設における高齢者虐待への対応 | 12 |
| 1 養介護施設における高齢者虐待の禁止 | 12 |
| 2 通報・届出 | 12 |
| 3 事実確認 | 12 |
| 4 事実確認後の対応 | 12 |
| 5 身体的拘束に対する考え方 | 13 |
| 6 養介護施設設置者等の義務 | 13 |
| 7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 | 13 |
| 第5章 高齢者虐待を未然に防ぐために | 14 |
| 1 高齢者虐待の発生要因 | 14 |
| 2 認知症への理解を深める | 15 |
| 3 高齢者虐待を防止する地域づくり | 15 |
| 4 高齢者虐待のサインに気づくためのポイント | 16 |
| 5 高齢者への虐待発見チェックリスト | 16 |
| 資料 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | 18 |
| 高齢者虐待に関する相談窓口一覧 | 24 |

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義

ポイント

- 高齢者虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類され、身体的虐待や心理的虐待が多くなっています。
- 高齢者虐待は、特別な家庭でのみ起きるものではありません。どこの家庭でも起こりうる問題です。

(1) 高齢者とは

65歳以上の者をいいます。（法第2条第1項）

なお、65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障がい者についても、高齢者とみなして法の規定が適用されます。（法第2条第6項）

(2) 高齢者虐待とは

「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいいます。（法第2条第3項）

(3) 養護者とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（法第2条第2項）とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

(4) 養介護施設従事者等とは

次の養介護施設や養介護事業に従事する者をいいます。（法第2条第5項）

| 区分 | 養介護施設 | 養介護事業 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業（ホームヘルプ、デイサービス等） |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設（特養）・介護老人保健施設（老健）・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業 |

2 高齢者虐待の分類と内容

高齢者虐待とは、養護者や養介護施設従事者等による次の行為とされています。
 (法第2条第4項及び第5項)

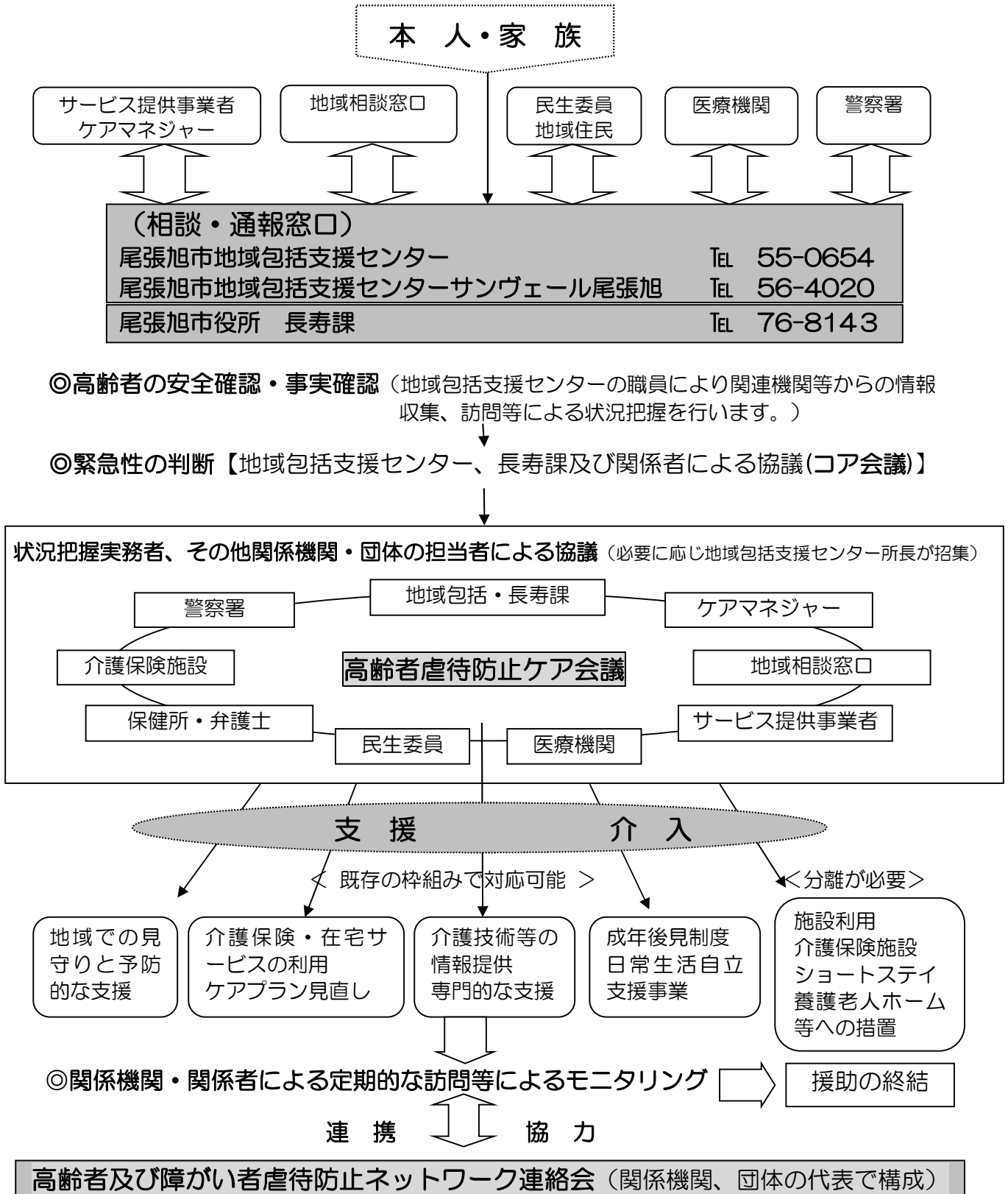
| 区分 | 内 容 【 具 体 的 な 例 】 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | <p>暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。 |
| 介護・世話の放棄・放任 | <p>意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ・食事や水分を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・入浴しておらず異臭がする。 ・髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れていたりする。 |
| 心理的虐待 | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 |
| 性的虐待 | <p>本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的行為やその強要 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 |
| 経済的虐待 | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。 |

第2章 対応の基本的な流れと関係機関の連携

ポイント

- 高齢者虐待防止の取組は、地域包括支援センター、長寿課が連携を取りながら、関係機関、団体の協力により虐待の防止を図ります。

～高齢者虐待対応フローチャート～



第3章 養護者による高齢者虐待への対応

1 気づき（発見）

ポイント

- “あれっ”、“おやっ”と感じたらまず相談。
- 一人で問題を抱え込まずに相談窓口につなぎます。
- 高齢者虐待に関する相談窓口は、「各地域包括支援センター」「長寿課」です。

虐待の発見、疑い、通報

- 高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。高齢者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切です。虐待をしている養護者が虐待と自覚していない場合や、虐待を受けている高齢者が養護者をかばって知られないようにする場合があります。
 - 保健・医療・福祉などの関係者で、職務上、高齢者虐待を発見しやすい立場にある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。（法第5条）
 - 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。また、重大な危険が生じているか定かではないが虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合にも、速やかに通報するよう努めなければなりません。（法第7条）
 - 通報又は届出を受けた場合、その通報を受けた職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させる情報等を漏らしてはならないこととされています。（法第8条）
- ⇒ 高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、相談を受けた人は一人で問題を抱え込まずに相談窓口につなぐようにしましょう。
相談者の秘密は守られ、また、相談内容が他に漏らされることはありません。

【 尾張旭市の高齢者虐待に関する相談窓口 】

尾張旭市地域包括支援センター TEL 55-0654
尾張旭市地域包括支援センターサンヴェール尾張旭 TEL 56-4020
※ 休日・夜間は担当者に転送されます。

尾張旭市役所 長寿課
TEL 76-8143（直通）
※ 休日・夜間は当直に緊急で相談があると伝えてください。

2 対応（初動期対応と見極め）

ポイント

- 高齢者虐待が疑われる場合は、関係者による協議（コア会議）の上、直ちに緊急性の判断を行います。
- 対応及び支援内容については、「高齢者虐待防止ケア会議（ケア会議）」を開催し、今後の対応について検討します。
- 緊急性が高くない場合は、介護サービス利用の説得や地域での継続した見守りの体制を確保します。

（1）相談等受付（情報収集）

地域包括支援センター、長寿課が通報を受けた場合、関係機関とともに高齢者の状況、養護者の情報など可能な限り詳細な情報について把握します。

※ 必要に応じて、介護サービス等の関係機関とも連携を図りながら実施します。

【確認すべき情報の例】

- ・ 高齢者本人の状況 : 氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力、要介護状態など
- ・ 虐待の状況 : 虐待の具体的な状況、通報者が感じる緊急性など
- ・ 虐待者、家族の状況 : 虐待者の氏名、居所、連絡先、心身の状況、高齢者との関係など

（2）事実確認（初期スクリーニング）

相談・通報・届出内容から虐待が明確に判断できない場合には、再度、地域包括支援センターで高齢者の安全を確認するための調査を行います。速やかに家庭訪問などを行い、高齢者の安全確認、事実確認を行います。（法第9条）

【事実確認を行う際の留意事項】

(1)可能な限り訪問して確認を行う。

- ・ 健康相談の訪問など、理由をつけてから介入を試みる。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たずに対応する。
- ・ 介護負担の軽減を図るプランを作成する。

(2)収集した情報に基づいて確認を行う。

- ・ 養護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）を収集する。

(3)解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する。

- ・ 緊急分離か見守りか
- ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か
- ・ 病院か施設か

⇒ その後、地域包括支援センター所長からの要請により、市が速やかに関係者を招集して協議し、虐待としての対応が必要か、緊急的な介入及び支援が必要か判断します。（コア会議）

(3) 支援に関する連携・協力

高齢者虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、外部の関係機関や団体との連携・協力体制を整備する必要があります。

尾張旭市では、それぞれの専門性や職掌分野により役割が異なる関係機関や団体を構成員とした「高齢者虐待防止ケア会議」及び「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会」を設置しています。（法第16条）

| | 高齢者虐待防止ケア会議 (ケア会議) | 高齢者及び障がい者虐待防止 ネットワーク連絡会 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の相談、通報への対応方法の検討 ・ 高齢者虐待に対して支援方針・方法の検討 ・ 高齢者虐待防止に関することの調整・検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携・協力・情報交換 ・ ケア会議が円滑に行われる環境づくり ・ 高齢者虐待防止システムの検討 |
| 参加者 | 関係機関の担当者 | 各機関の代表者 |
| 開催頻度 | 必要に応じて | 年1～2回 |

⇒ 情報収集・事実確認の結果をもとに、市が関係機関のメンバーを招集し、ケア会議を開催します。

(4) ケア会議の開催（協議）

ケア会議では、個別の虐待事例に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、関係機関の連絡体制等について協議し、高齢者虐待対応の中心的な判断を行います。

速やかな参集のもとで開催することが望ましいですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要になると考えられます。

【参加メンバーによる協議事項】

- ・ 援助方針の協議
- ・ 支援内容の協議
- ・ 関係機関の役割の明確化
- ・ 主担当者の決定
- ・ 連絡体制の確認

⇒ 以後は、ケア会議にて決定した支援方針に基づき、連携して支援にあたります。

3 介入・援助

(1) 介入拒否がある場合

必要なサービスの利用につながるまでは、地域の方などと連携し定期的な見守りや状態把握を続け、状況の変化にも迅速に対応できるような体制を整えます。

ア 立入調査

虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センターの職員やその他の高齢者福祉に関する事務に従事している職員により、当該高齢者の住所又は居所への立入調査を行うことができます。（法第11条）

その際、高齢者の生命・身体の安全を確保するために、必要に応じて、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に援助を求めるものとします。（法第12条）

イ 立入調査の制限、限界

立入調査の際は、施錠してドアを開けない場合に鍵やドアを壊してまで立ち入ることができるとは解されていません。

それでは目的を達成できない場合には、警察との連携により警察官の同行を要請し、警察官職務執行法の発動を活用するということもあります。

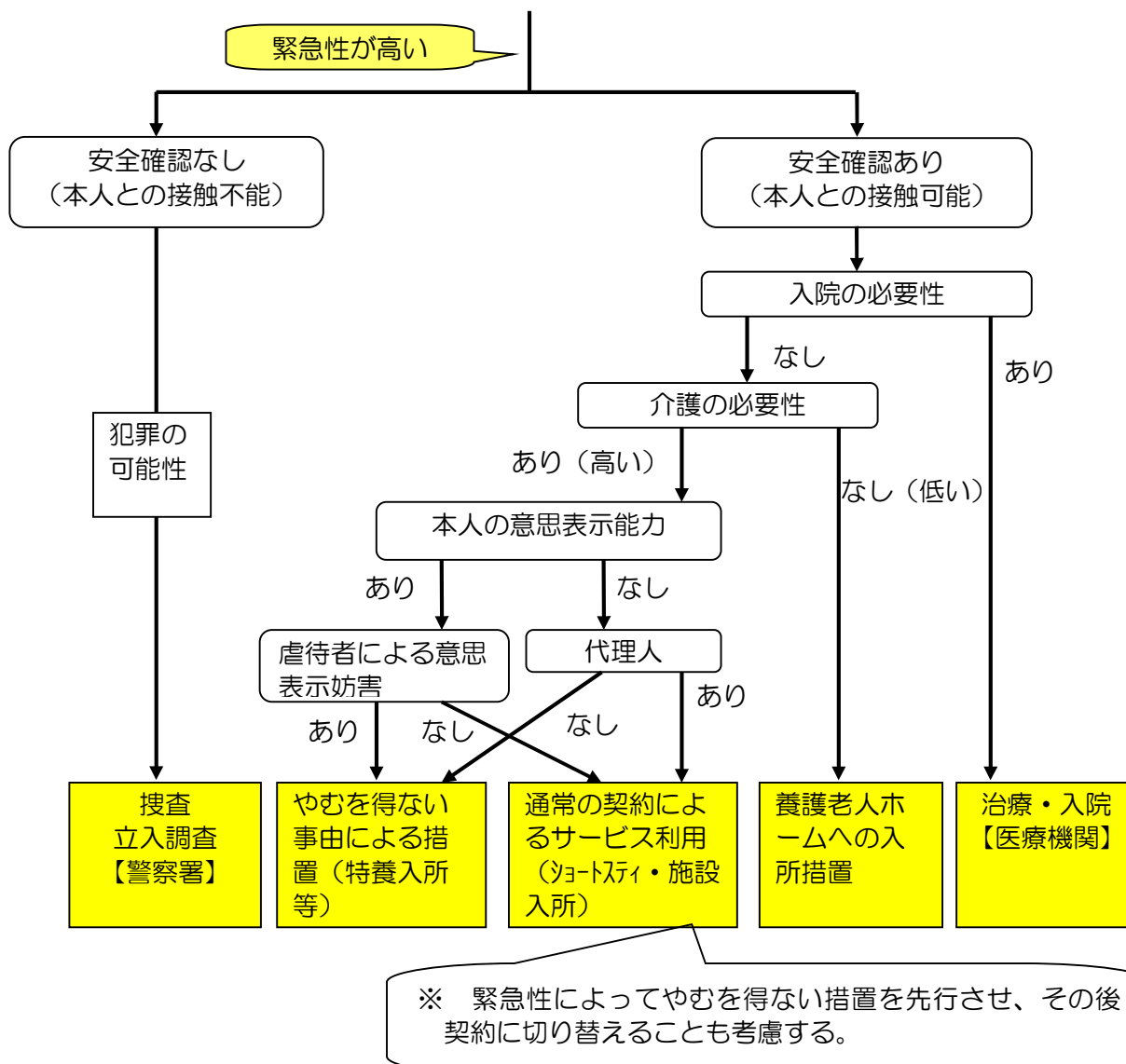
(2) 緊急性の確認

○緊急性が高いと判断できる状況（出典：「厚生労働省マニュアル」より抜粋）

| 区 分 | 具体的な状況 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。 | <ul style="list-style-type: none">骨折、頭蓋内出血、重度のやけどなど深刻な身体的外傷極端な栄養不良、脱水状況「うめき声が聞こえる」など深刻な状況が予測される情報器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。 |
| (2)本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none">虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている。家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。 |
| (3)虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。 | <ul style="list-style-type: none">虐待が恒常化して行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない。虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。 |
| (4)高齢者本人が保護を求めている。 | <ul style="list-style-type: none">高齢者本人が明確に保護を求めている。 |

(3) 緊急性が高い場合の対応 (イメージ図)

生命や身体に関わる危険が高い場合など、より積極的な介入が必要であると判断した場合には、虐待者との分離等が必要になります。



○分離の対応手段

| 区分 | 内容 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| やむを得ない事由による措置 | やむを得ない事由（虐待、認知症）により、契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、老人福祉法第10条及び第11条により、市町村長が職権をもって介護サービスを提供する。 |
| 契約による介護サービスの利用 | 本人同意（成年後見制度の活用含む）によって、契約による介護サービスの利用（ショートステイ、入所等）を行い、その間に家族調整を行う。 |

(4) 高齢者虐待リスクアセスメントシート

支援の緊急度、方向性の判断をチェックする際に活用します。あくまでも保護・援助の必要性を判断するための手段であるため、これを機械的に適用することは避けます。

＜チェック欄＞

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 差し迫った虐待の状況が見られる | レベルA | 高齢者の状況 | ① すでに重大な結果を生じている。 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他 |
| | | | ② 高齢者自身が保護を求めている。 |
| | | | ③ 「殺される」「〇〇（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。 |
| | | | ④ 年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。 |
| | | | ⑤ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。 |
| | | 養護者の状況 | ⑥ 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。 |
| | | ⑦ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。 | |
| | | ⑧ 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。 | |
| | 他 | <その他> | |
| | レベルB | 高齢者 | ⑨ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他 |
| 養護者 | | ⑩ 高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。 | |
| | | ⑪ 介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思も見られない。 | |
| 他 | | <その他> | |
| 虐待につながるやすい要因がある | レベルC | 高齢者の状況 | ⑫ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。 |
| | | | ⑬ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・噛みつき・引っ掻き・蹴飛ばし等 |
| | | | ⑭ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。 |
| | 養護者の状況 | | ⑮ 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。 |
| | | | ⑯ 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。 |
| | | | ⑰ 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。 |
| | | | ⑱ 介護疲れが激しく、苛立っている。 |
| | | | ⑲ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。 |
| | | | ⑳ 激昂しやすく、感情のコントロールができない。 |
| | 他 | <その他> | |

○レベルA・・・緊急分離、保護

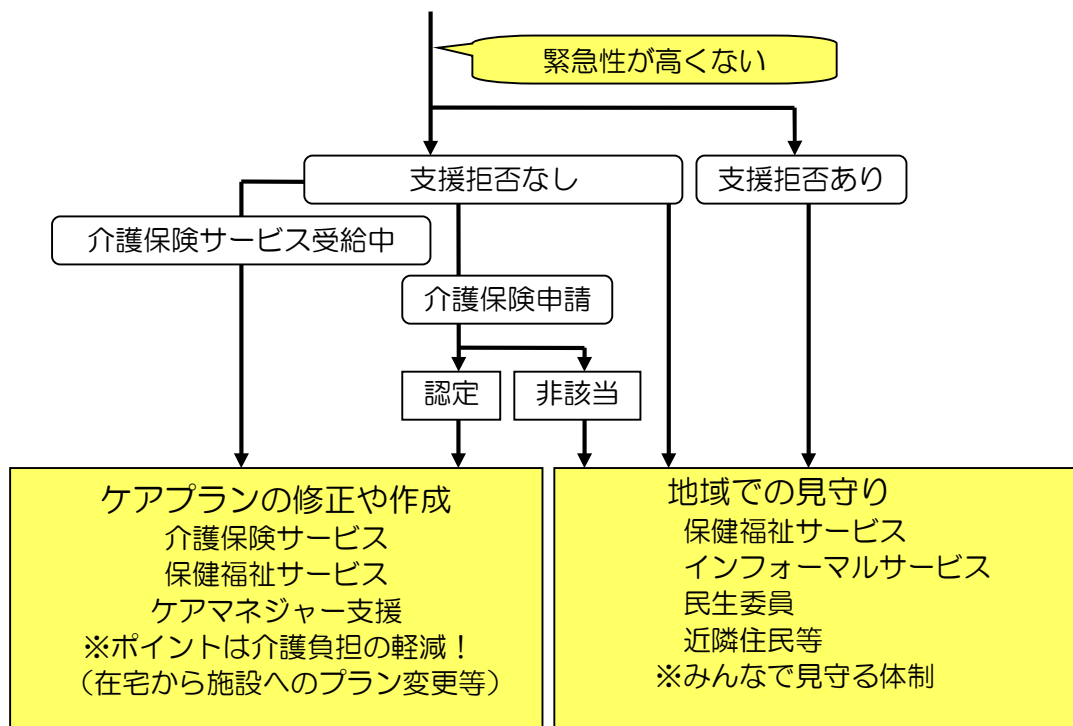
○レベルB・・・分離、保護を検討

○レベルC・・・定期的な状況確認・支援
分離・保護の可能性の検討

※ 1項目以上該当ありの場合、高いレベルの条件に従い支援を行う。

(5) 緊急性が高くない場合の対応（イメージ図）

既存の仕組みで対応が可能であると判断できる場合には、地域住民やケアマネジャーなどによる見守りや介護保険サービス利用、社会資源の活用等を実施します。



4 モニタリング及びフォローアップ

ポイント

- 一定期間後に援助方針が適切であったか、支援が適切に行われたかを検討します。

関係者による支援（対応）の点検

ア 一定期間後に、虐待状況等を把握するとともに、必要に応じて「高齢者虐待防止ケア会議」を開催します。

イ 虐待が継続している事例については、援助方針の変更等により新たな支援を継続していきます。

ウ モニタリングにおいては、虐待問題の終結がなされたり、軽減しているケースにおいても、被虐待者及び虐待者の生活状況等を確認します。

エ 終結の有無に関わらず、これまで対応してきたケースにつき「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会」で事例報告を行ったり、対応について検討したりしながらケースを振り返ることで、対応への知識や技術を蓄積していきます。

5 関係する諸制度

ポイント

- 認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、養護者からの経済的虐待又は悪質商法などの被害にあわないようにするためのしくみとして「**成年後見制度**」や「**日常生活自立支援事業**」があります。

(1) 成年後見制度

「**成年後見制度**」は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

認知症などで判断ができない場合、親族の申立てによる成年後見制度を活用することで、本人の権利と財産を守ります。

■利用のしかた

申立は、原則、本人の居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等が行います。なお、親族がいない場合や親族がいても申立てを行わない場合は、市町村申立てによる後見人等を選任し、本人の保護、支援等を図る場合があります。

■問い合わせ先

各地域包括支援センター、長寿課、尾張東部権利擁護支援センター

(2) 日常生活自立支援事業

「**日常生活自立支援事業**」は、判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者等の権利を守ることを目的とした事業です。

認知症高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用支援（相談、手続きなど）、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。

■対象者

介護サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについて、適切に行うことに不安がある方です。ただし、日常生活自立支援事業の契約や支援内容について、理解ができることが条件となります。

■利用のしかた

社会福祉協議会に相談し、契約審査会で契約締結能力の有無や支援の必要性を審査した上で、利用契約を締結します。

■問い合わせ先

各地域包括支援センター、長寿課、尾張旭市社会福祉協議会

第4章 養介護施設における高齢者虐待への対応

ポイント

- 養介護施設という閉鎖的空間では、「介護する」「介護される」という関係の中で、不適切な関わりが日常化する土壤があるといわれています。
- 利用者をベッドや車いすに縛り付けるなどして身体の自由を奪う「身体拘束」は、原則として禁止されています。

1 養介護施設における高齢者虐待の禁止

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、「高齢者虐待防止法」に定義される高齢者虐待の行為は決して許されることではありません。

しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者の中に力関係を生じさせる危険を内包しています。また、施設内という限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因によっては、不適切な対応が行われる可能性は否定できません。さらに、そうした不適切な対応が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまう恐れもあります。

2 通報・届出

「通報」や「届出」への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行います。高齢者の居所と家族等の住所地が異なり、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

「通報」や「届出」を受けた市町村及び県に対しては、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のための老人福祉法又は介護保険法の規定による権限の適正な行使が定められています。（法第24条）

3 事実確認

従事者等による虐待の通報内容は、サービスに対する苦情であったり、虚偽であったり、また、過失による事故の可能性も考えられます。通報を受けた場合には鵜呑みにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

通報者等は差し迫った状況下で通報等を行ってこることが多々あるので、状況を正確に把握し、不明点や追加事項の確認を迅速に行うことにより、通報者等にとっての安心感につなげます。

4 事実確認後の対応

市が行う「事実確認」により、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」が確認された事例に関して、市は厚生労働省令で規定された虐待に関する事項を県に報告しなければなりません（法第22条）。ただし、施設や事業所の調査への協力が得られない場合は、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことを検討します。

5 身体的拘束に対する考え方

養介護施設などにおいては、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなど身体の自由を奪う「身体拘束」は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、「高齢者虐待」として対応する必要があります。その場合、以下の点について確認することが重要です。

<確認のポイント>

- ① 緊急やむをえない状況であるかについて、養介護施設全体において十分な検討や議論が行われ、共通認識が得られているか。
- ② 拘束とされる対応以外の方法の有無について、十分かつ慎重な検討や議論が行われているか。
- ③ 実施にあたって、その目的や意図を理解した上での記録が作成されているか。
- ④ 緊急やむをえず実施する拘束は、あくまで一時的なものであると認識し、常に解除に向けた意識を持って対応しているか。

⇒ このような取組の無い中で身体的拘束が行われている場合は、適切な対応を図るよう、早急に指導する必要があります。

○身体拘束の具体例（参考：平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

6 養介護施設設置者等の義務

「養介護施設の設置者」又は「養介護事業を行う者」は、養介護施設従事者等への研修の実施、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置を講じなければなりません。（法第20条）

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を「公表」することと規定されています。（法第25条）

「公表」の対象となるのは、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。

第5章 高齢者虐待を未然に防ぐために

ポイント

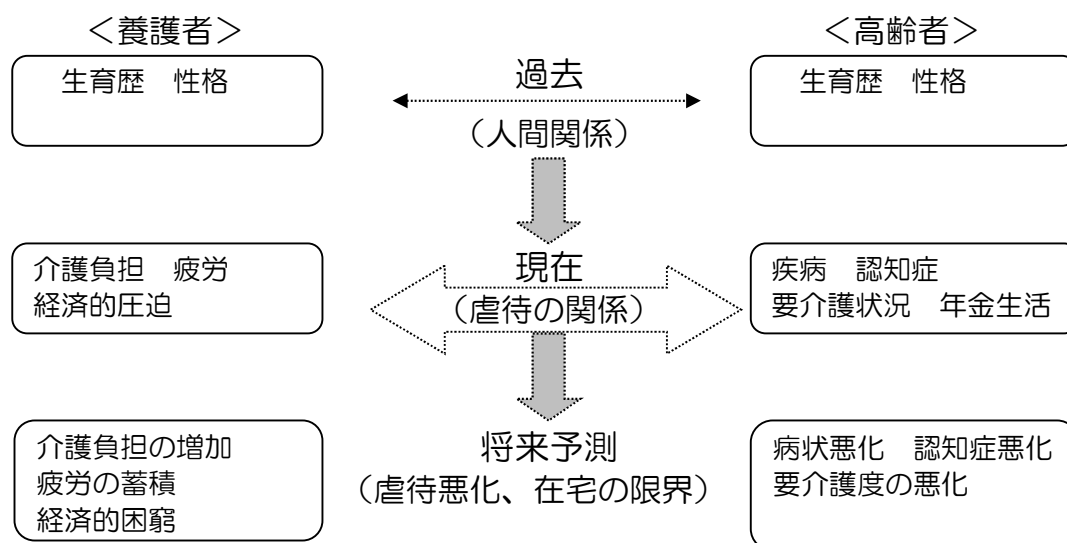
- 虐待の要因は、介護負担や介護ストレスと強い関連を示しています。
- 気づきの視点を身につけましょう。→ 高齢者への虐待発見チェックリスト（P16）
- 高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。予防・防止していくためには、高齢者を取り巻く関係者の“気づき”が大切です。

1 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待の要因を理解することは、支援の必要性を早期に気づくために有効です。高齢者虐待は、以下の様々な要因が関連して発生するとされています。

| 養護者の要因 | 高齢者の要因など |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護負担の増大、疲れや介護がいつまで続くのか不安 ・ 介護の方法がわからない。 ・ 介護者の孤独 ・ 介護者に対して理解者、協力者がいない。 ・ 高齢者の病気（認知症など）に対して理解ができていない。 ・ 介護が必要になったことを隠したい。 ・ 高齢者と養護者の過去の特別な人間関係 ・ 経済的な問題 ・ 虐待をしている認識がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスを受けたがらない。 ・ 認知症による問題行動や言動 ・ 介護が必要になったことを隠したい。 ・ 介護者に協力的でない。 ・ 過去の家族関係のトラブル ・ 経済的利害関係問題 ・ 虐待を受けている自覚がない。 |

【ケース全体の捉え方（イメージ図）】



※ 高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の相互の複雑な関係が影響しあって起きています。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

2 認知症への理解を深める

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度財団法人医療経済研究機構）の結果では、虐待を受けている高齢者の6割に認知症の症状が見られます。

認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、周辺症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状が更に悪化する場合もあります。

また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、認知症を恥ずかしいと思つて家に閉じ込め、必要な医療や介護を受けさせないという虐待もあります。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。

<主な対策>

- ① 医師に相談する。
- ② 地域包括支援センターに相談する。
- ③ 認知症サポーター養成講座を受講する。
- ④ 認知症家族介護教室、認知症カフェなどに参加する。
- ⑤ 認知症介護家族の交流会（笑顔の会）に参加する。
- ⑥ その他認知症の講演会に参加する。

3 高齢者虐待を防止する地域づくり

高齢者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。

地域の人々に虐待を防ごうという意識を持ってもらい、ちょっとした声かけや世話をしてもらうこと、変化に気づいてもらうことにより、見守りのネットワークができることとなります。

見守りやねぎらいの声かけを高齢者だけではなく、養護者にも行うとともに、民生委員、シニアクラブ会員等地域社会での見守りを進めることが大切です。

（1）日常的な声かけ

地域のお年寄りへの日常的な「声かけ」が、高齢者の孤立を防ぎます。

（2）近所の見守り

夜になつても電気がつかない、新聞が何日もたまっているなど、高齢者の家庭に不審な様子がないかなど、地域での見守りが虐待の防止につながります。

（3）介護負担の軽減

特定の人が介護を抱え込まず、介護サービスの他、家族や親族、地域の助け合いなどの組合せを検討します。

（4）相談を勧めよう

介護に負担を感じている人に対しては、まず、その気持ちを理解し、苦勞をねぎらうとともに、地域包括支援センターなどで気軽に相談できることを知らせましょう。

4 高齢者虐待のサインに気づくためのポイント

高齢者虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候（サイン）に気づくことが大切です。

5 高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合のサインの例示です。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなると考えられます。様々なサインを捉え、なぜチェックがついているのか、その背景をアセスメントしたうえで、高齢者や養護者への支援を考えていきましょう。チェックリストの項目だけで虐待と判断するのではなく、全体を把握して虐待の判断に努めてください。

<使い方>

- 1 チェック欄に「レ」があれば、自分一人ではなく、同僚や上司等、複数の目で確認してください。
- 2 複数の「レ」があり、高齢者虐待が疑われる場合は、各地域包括支援センターなどへご相談ください。

【身体的暴力による虐待のサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|------------------------------|
| | 身体や頭、顔などに小さなキズやみみずばれが頻繁にみられる |
| | 回復状態が様々な段階のキズ、あざなどがある |
| | 臀部や手のひら、背中等に火傷跡がある |
| | 急におびえたり、恐ろしがったりする |
| | 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある |
| | キズやあざの説明のつじつまが合わない |

【心理的障害を与える虐待のサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|--------------------------|
| | かきむしり、噛みつき、ゆすりなどがみられる |
| | 身体を委縮させる |
| | おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる |
| | 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる |

【経済的虐待のサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|---------------------------------|
| | 年金や財産収入があることが明白であるのに、お金がないと訴える |
| | 経済的に困っていないのに、料金のかかるサービスを利用したがない |
| | お金があるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない |
| | 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える |

【介護等日常生活上の世話の放棄、拒否等のサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|--------------------------------|
| | 居住部屋、住居が極めて非衛生的である、また、異臭を放っている |
| | 部屋に衣類やおむつなどが散乱している |
| | 寝具や衣服が汚れたままの場合が多い |
| | 汚れたままの下着や衣類を身につけるようになる |
| | かなりの床ずれができています |
| | 適度な食事を準備されていない |
| | 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない |

【家族の状況に見られるサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|--------------------------------------|
| | 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる |
| | 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる |
| | 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる |
| | 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする |
| | 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない |

【地域からのサイン】

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| | 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる |
| | 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している |
| | 室内や住居の外にゴミがあふれ、異臭がしたり、虫がわいている状態である |
| | 高齢者が、気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしばみられる |
| | 高齢者が、道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる |
| | 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる |

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
- 第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第五章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他

当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者

の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体

の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（平二〇法四二・平二三法七二・一部改正）

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の

規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

～ 高齢者虐待に関する相談窓口一覧 ～

【 総合相談窓口 】

◎尾張旭市地域包括支援センター ※在宅での虐待相談

| 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 | 担当学区 |
|-----------------------------|---------|---------|---------------------------------|
| 新居町明才切57 (尾張旭市保健福祉センター内) | 55-0654 | 51-1880 | 旭・東栄・渋川・ 城山・白鳳・旭 丘・三郷小学校区 |

◎尾張旭市地域包括支援センターサンヴェール尾張旭 ※在宅での虐待相談

| 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 | 担当学区 |
|-----------------------------------------|---------|---------|-----------------|
| 南栄町黒石48番地1 (特別養護老人ホーム サンヴェール尾張旭内) | 56-4020 | 52-7041 | 本地原・瑞鳳小 小学校区 |

◎尾張旭市役所長寿課 ※施設での虐待相談

| 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|--------------|-----------------|---------|
| 東大道町原田2600-1 | 76-8143 (直通) | 52-3749 |

【 被虐待高齢者の安全確保に緊急性や事件性があるとき 】

◎守山警察署生活安全課 ※緊急性が高い場合は、110番通報してください。

| 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| 名古屋市守山区脇田町401 | 052-798-0110 |

【 高齢者の権利擁護に関する相談 】

◎尾張旭市役所市民活動課 (消費生活)

| 所在地 | 電話番号 |
|--------------|---------|
| 東大道町原田2600-1 | 53-2111 |

◎尾張旭市役所暮らし政策課 (法律相談・予約制)

| 所在地 | 電話番号 |
|--------------|---------|
| 東大道町原田2600-1 | 76-8125 |

◎尾張東部権利擁護支援センター (成年後見制度)

| 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------------|---------|
| 日進市竹の山4-301 (日進市障害者福祉センター内) | 75-5008 |

◎尾張旭市社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)

| 所在地 | 電話番号 |
|----------|---------|
| 新居町明才切57 | 54-4540 |

【 認知症等に関する相談 】

◎認知症の人と家族の会愛知県支部 (愛知県認知症電話相談)

| 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| 東海市養父町北堀畑58-1 | 0562-31-1911 |

【 地域の身近な相談窓口 】

◎地域の民生委員、人権擁護委員、地域相談窓口など

相談に関しては、個人情報保護として相談者の同意を得ないで第三者に内容などが漏れることはありません。